

安 佐 南 工 場 建 替 事 業 に 係 る

環 境 影 響 評 価 準 備 書

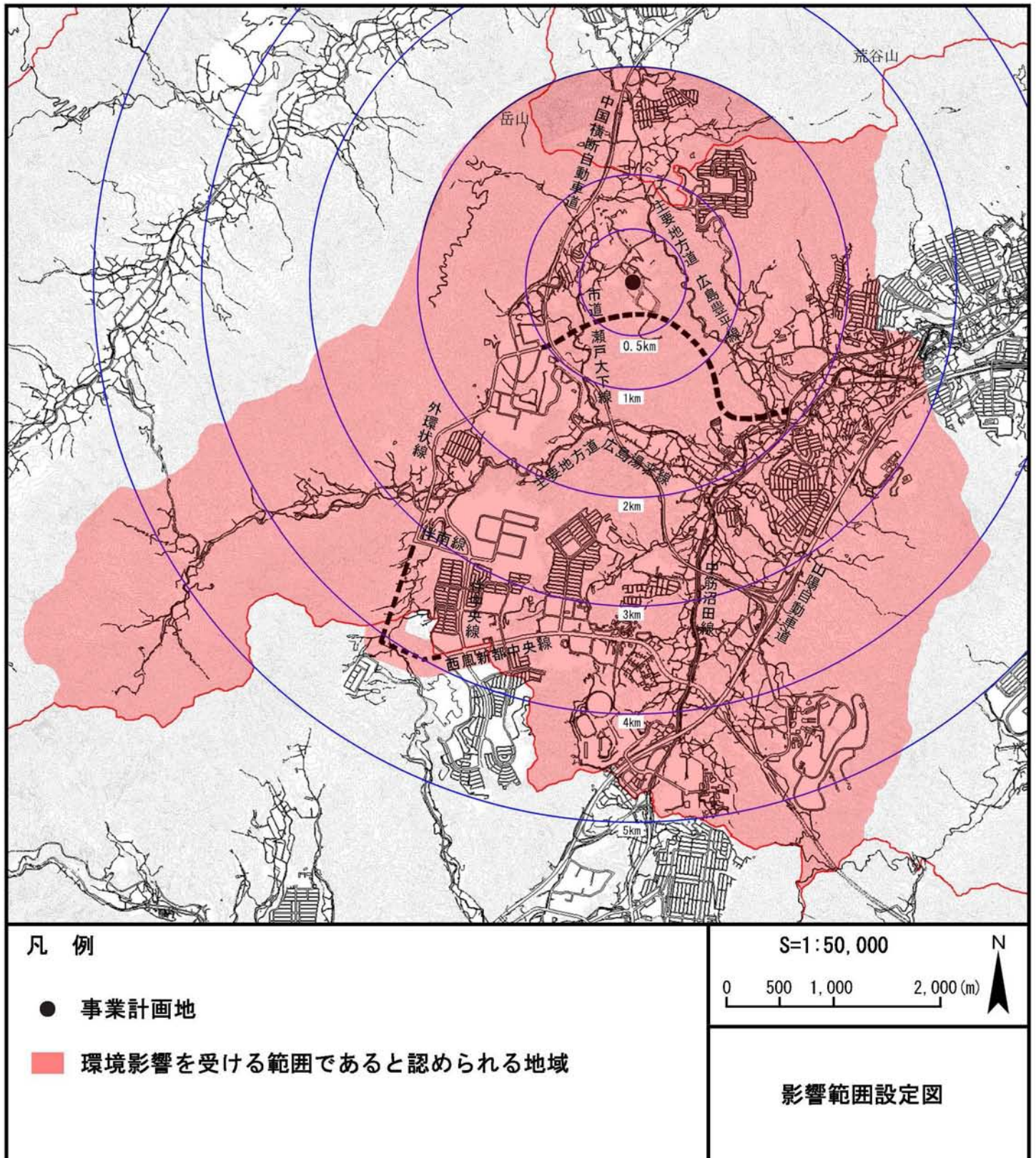
環境影響を受ける範囲であると認められる地域の選定書

平成 18 年 9 月

広 島 市

環境影響を受ける範囲であると認められる地域

本事業の実施により1以上の環境の構成要素に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域は下図のとおりです。

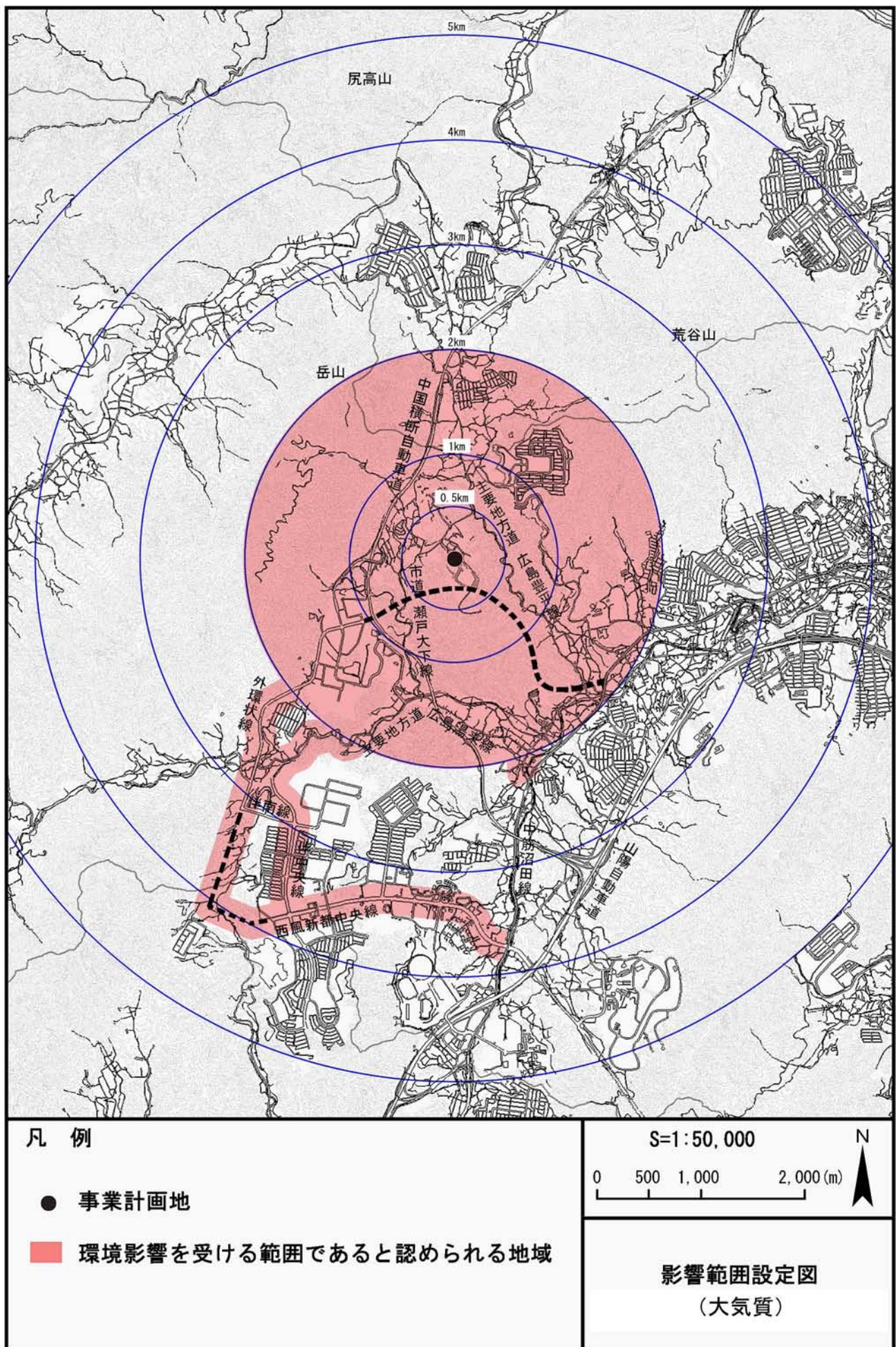


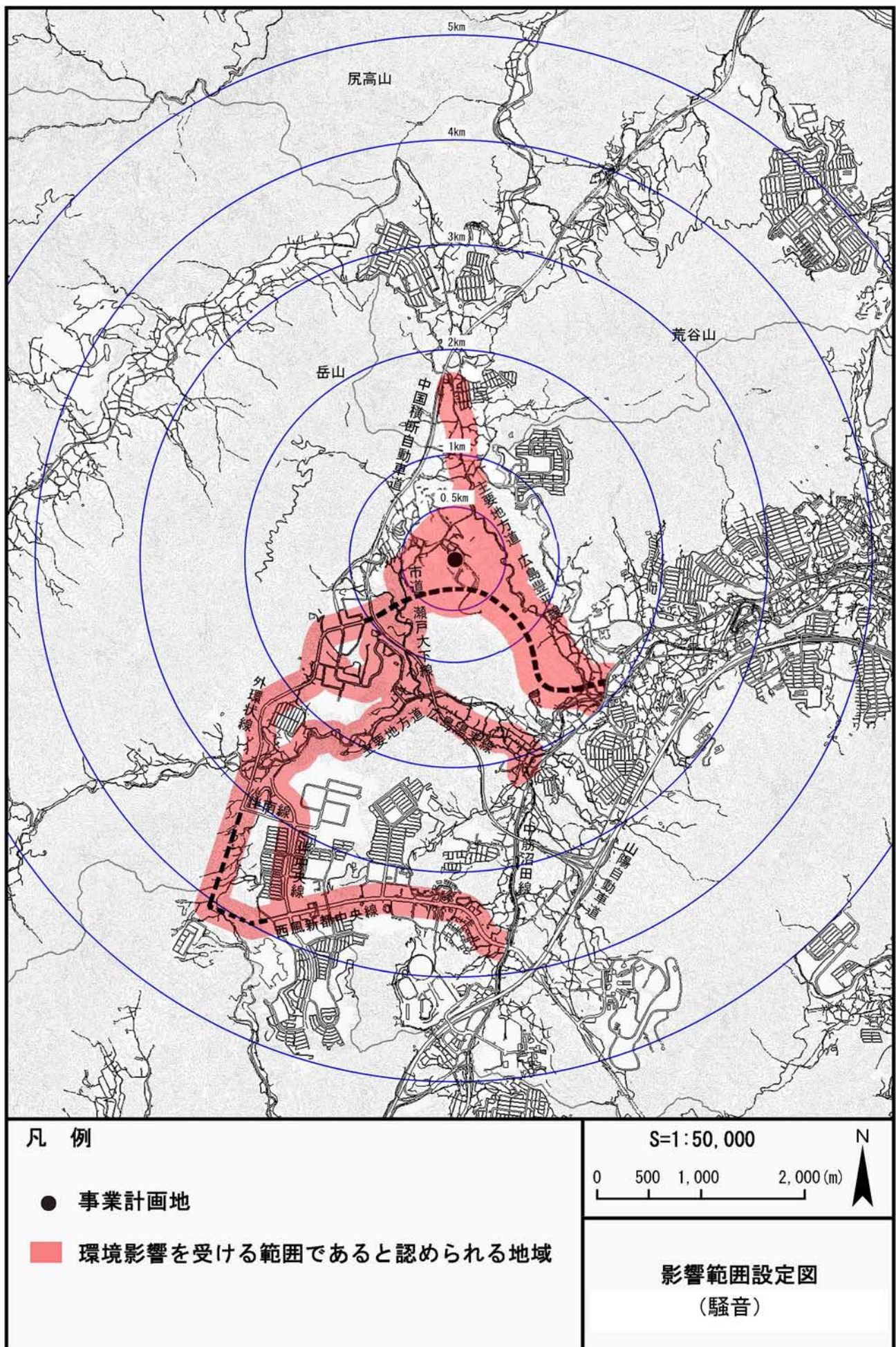
「広島市環境影響評価条例」（平成11年 広島市条例30号）に定められる環境影響を受ける範囲であると認められる地域は、「技術指針」（平成11年 広島市公告）に基づき、対象事業の実施を予定している区域及び既に入手している情報によって1以上の環境の構成要素（以下「環境要素」という。）に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とします。本事業の実施による、環境要素ごとの影響範囲は以下のとおりとします。

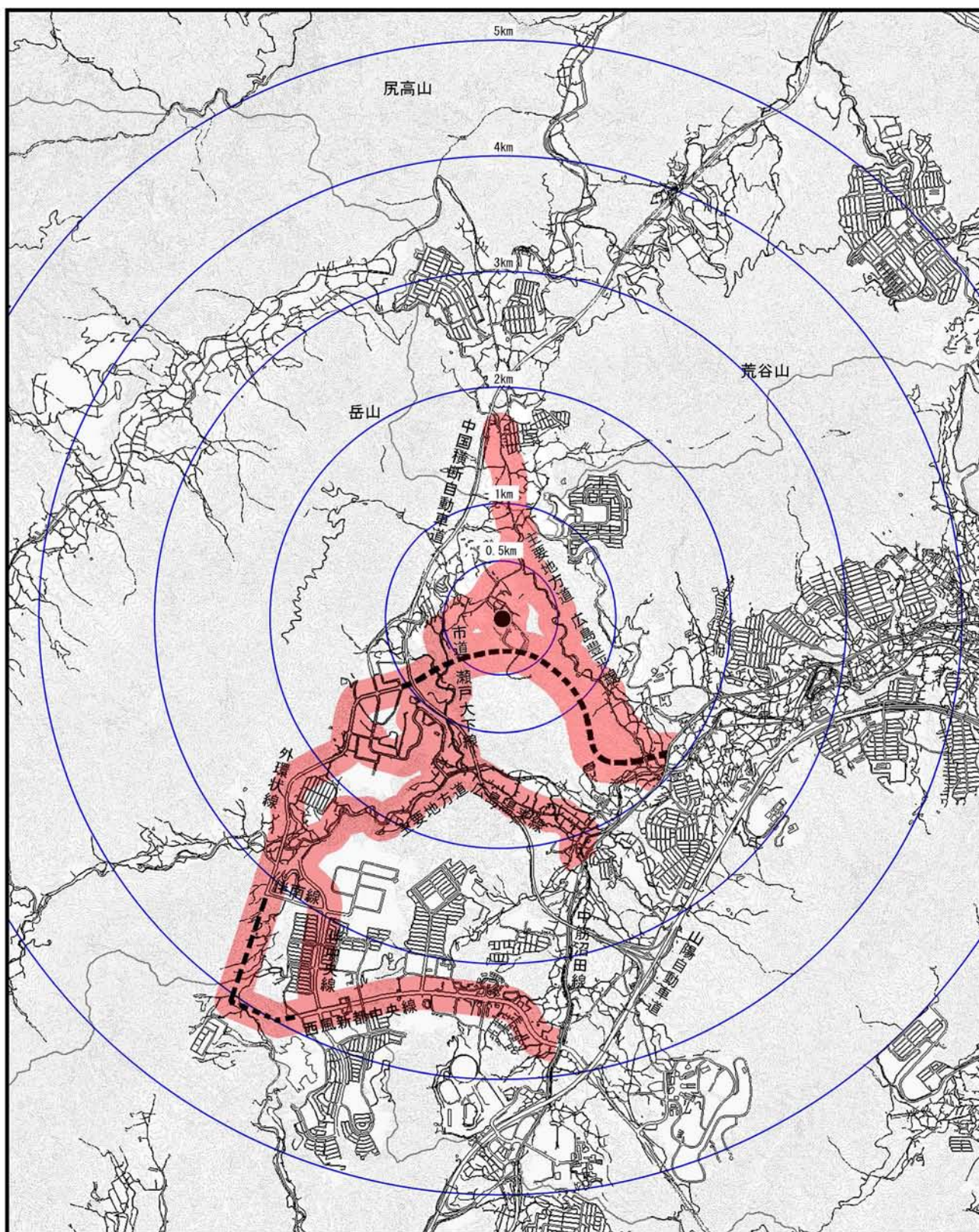
環境要素	環境影響を受ける範囲であると認められる地域
大気質	【施設の稼働、建設機械の稼働】 大気汚染物質の最大着地濃度出現地点までの距離が1.5kmとなること及び平成9年度実施した安佐南工場環境影響評価業務の結果（最大着地濃度出現地点^{*1}：1.2km）を勘案し、事業計画地から半径2.0kmまでを、環境影響を受ける範囲としました。 また、建設機械からの排出ガスについては、施設に比べ排出高は低く、排出ガス量も少ないため、その範囲については、施設の稼働による範囲内に含まれると考えられます。 【工事用車両の運行、ごみ収集車等の運行】 工事用車両及びごみ収集車等がともに通行する中筋沼田線については、現状で21,000～39,000台／12時間（昼間）の交通量がありますが、これに対し、工事車両よりも多いと見込まれるごみ収集車の運行台数（往復460台／日、平成36年度）をみても、その寄与率は2.2%程度と少ないため、本事業による影響の程度は小さいと考えられることから、中筋沼田線は環境影響を受ける範囲外としました。 したがって、事業計画地から中筋沼田線までの路線（工事用車両：広島豊平線、瀬戸大下線、ごみ収集車等：広島豊平線、瀬戸大下線、外環状線、西風新都中央線、外環状線、安佐南4区519号線、広島湯来線、伴中央線、安佐南4区597号線）の沿道両側150m^{*2}を、環境影響の受ける範囲としました。
騒音	【建設作業騒音、施設騒音】 建設作業騒音、施設騒音については、既往調査結果等により敷地境界から400mを、影響を受ける範囲としました。 【工事用車両の運行、ごみ収集車等の運行】 大気質と同様の範囲としました。
振動	【建設作業振動、施設振動】 建設作業振動、施設振動については、既往調査結果等により敷地境界から100mを、影響を受ける範囲としました。 【工事用車両の運行、ごみ収集車等の運行】 大気質と同様の範囲としました。
悪臭	悪臭の発生源としては煙突及び施設からの漏洩が考えられます。煙突からの排出における最大着地濃度出現地点は大気汚染物質と同程度と予測されます。また、施設からの漏洩については現況調査により敷地境界における臭気指数が10以下であることから環境への影響はないと考えられます。これらのことから、大気質（施設の稼働）と同様の範囲としました。
水質	造成及び建設工事の施工時に雨水を細坂川に放流するため、細坂川において水の濁りへの影響が考えられるため細坂川を対象としました。なお、細坂川は下流で安川と合流し希釈されることから、細坂川への放流地点から安川合流地点までを、環境影響を受ける範囲としました。
土壌汚染	大気汚染物質による土壌汚染への影響が考えられるため、大気質（施設の稼働）と同様の範囲としました。

環境要素	環境影響を受ける範囲であると認められる地域
日照障害	冬至日の午前8時と午後4時における ^{※3} 煙突による日影ができる距離は、事業計画地東西側各約0.4km、北側約0.3km程度であることから、その範囲を、環境影響を受ける範囲としました。
電波障害	地上波デジタル放送の送信所が権現山に建設中であり、地上波デジタル放送の電波が施設による遮蔽、反射の影響のある地点として東西約100mを、環境影響を受ける範囲としました。
動物	工事中の騒音・振動による貴重な動物の繁殖への影響及び施設の存在・供用による貴重な動物の生息環境への影響が考えられます。事業計画地周辺については、事業計画地北側は開発済みの場所が多く、主に南側に未開発の環境が残されているため、事業計画地の南側を中心とする範囲を、環境影響を受ける範囲としました。
植物	事業計画地は既に造成された土地であることから、周辺地域は大きな環境影響を受けることはないと考えられ、現地調査地点は安佐南工場に係る既往調査との比較のためのモニタリングとして設定し、動物と同様に事業計画地の南側を中心とする範囲を、環境影響を受ける範囲としました。
生態系	動物及び植物の環境影響を受ける範囲を、環境影響を受ける範囲としました。
景観	場合によっては景観的に気になりだすとされる距離は2km ^{※5} を、環境影響を受ける範囲としました。
人との活動の場 合いの活動の場	工事車両・ごみ収集車の運行により中国自然歩道の利用性に変化が考えられることから、中国自然歩道と搬入ルートと重なる部分及び岳山ハイキングルート登山口付近を、環境影響を受ける範囲としました。
廃棄物等	工事に発生する残土、建設副産物及び施設供用時に発生する溶融スラグ等の廃棄物は事業計画地内のみで発生するものであり、かつ、これらは適正に処理し、事業計画地周辺に飛散させたりすることはないため、事業計画地を、環境影響を受ける範囲としました。
温室効果ガス等	工事の完了後における施設の稼働に伴い、温室効果ガスを排出することが考えられるため、事業計画地を、環境影響を受ける範囲としました。
地域イメージ	施設の存在によりイメージへの影響があると考えられる安佐南区沼田町伴地区を、環境影響を受ける範囲としました。
健康と保健	施設の建替による健康への影響を危惧する意見の多い地域とし、地域イメージと同様の範囲としました。

注：※1：「安佐南工場環境影響評価業務報告書」（平成9年、広島市）
 ※2：「道路環境影響評価の技術手法」（平成12年、（財）道路環境研究所）
 ※3：建築基準法による日影計算対象日時
 ※4：「面整備事業環境影響評価技術マニュアル」（平成11年、面整備事業環境影響評価研究会）
 ※5：「自然環境のアセスメント技術（Ⅱ）」（平成12年、環境庁企画調整局）







凡 例

● 事業計画地

環境影響を受ける範囲であると認められる地域

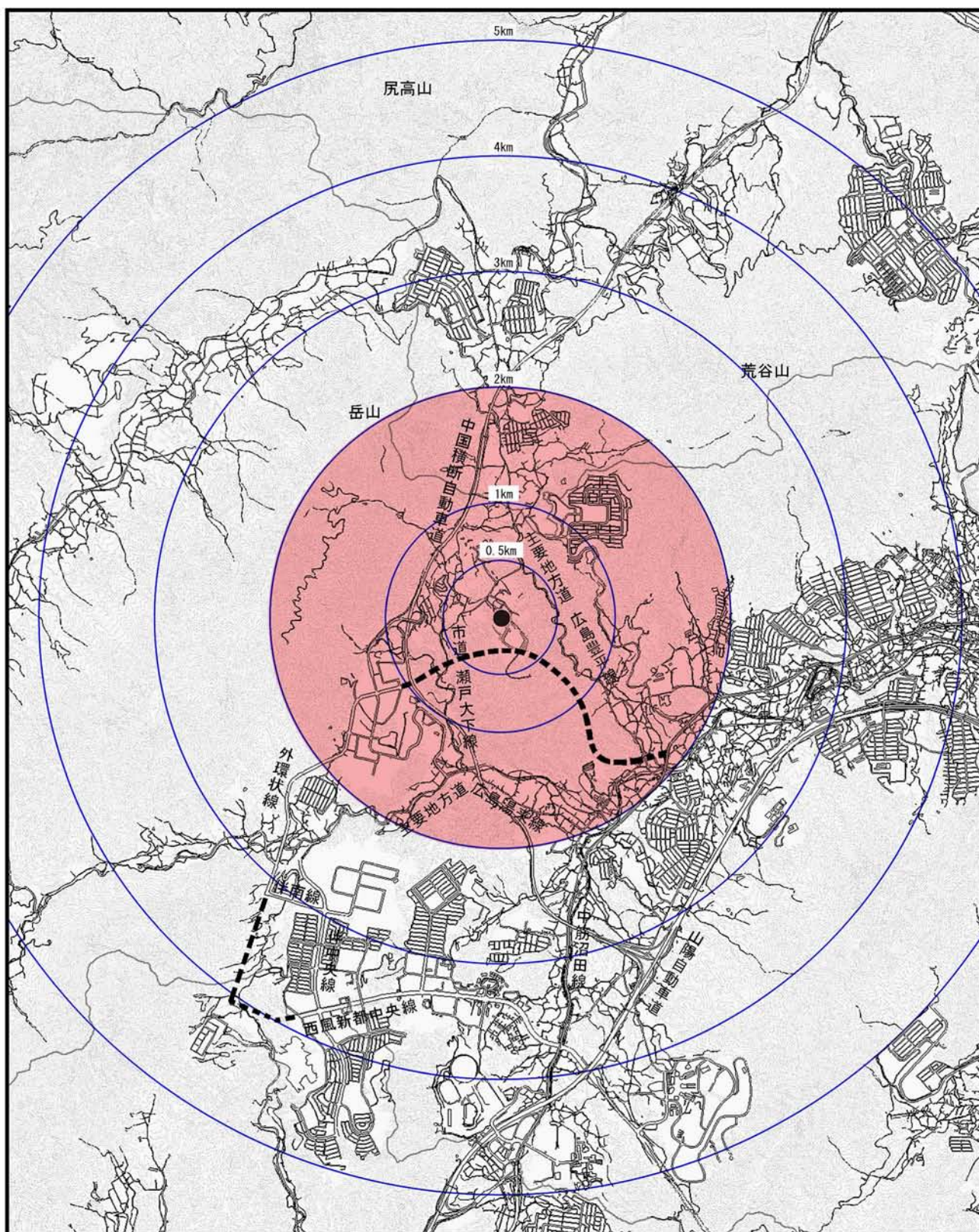
S=1:50,000

0 500 1,000 2,000 (m)

N



影響範囲設定図
(振動)



凡 例

● 事業計画地

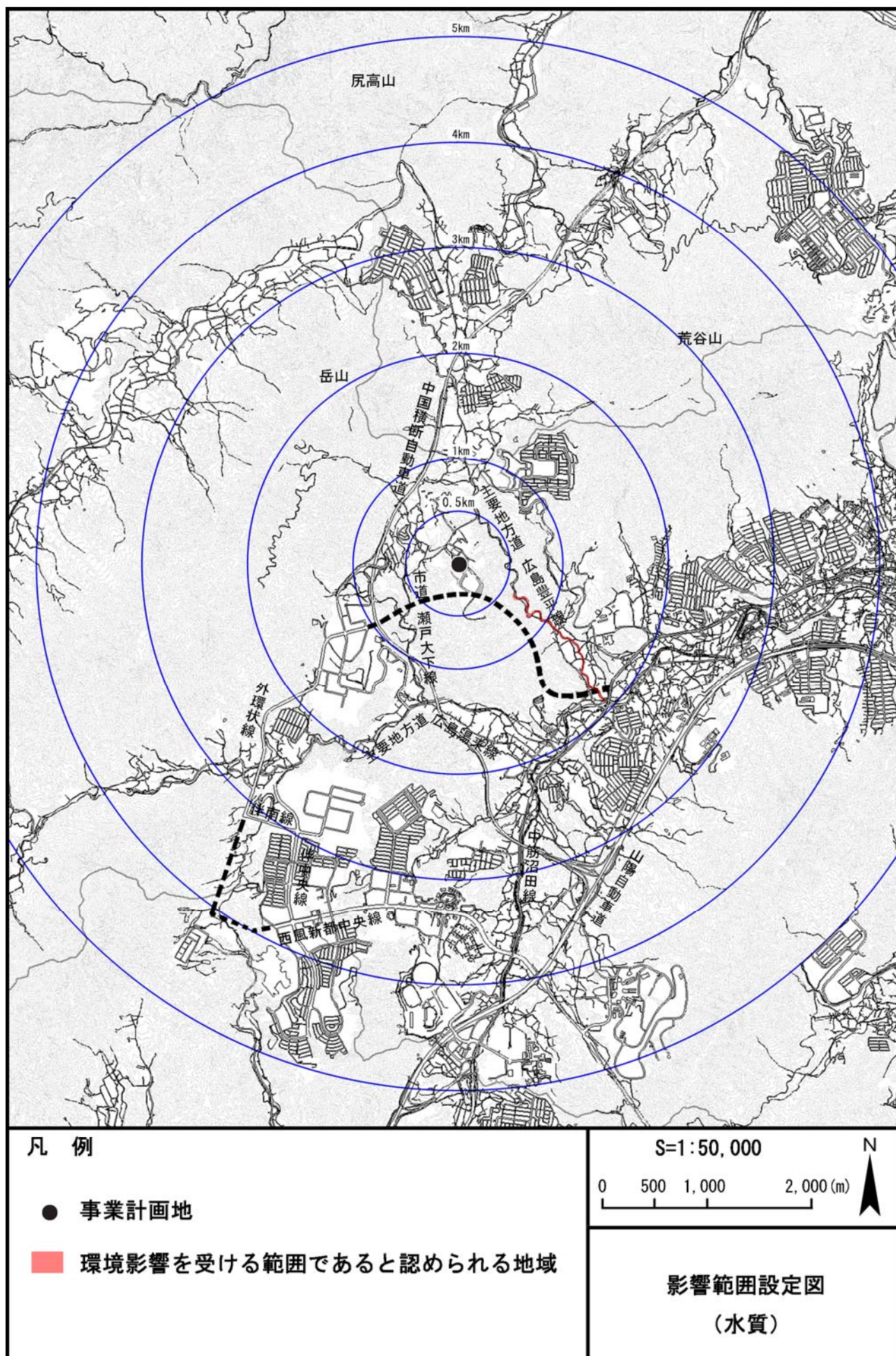
環境影響を受ける範囲であると認められる地域

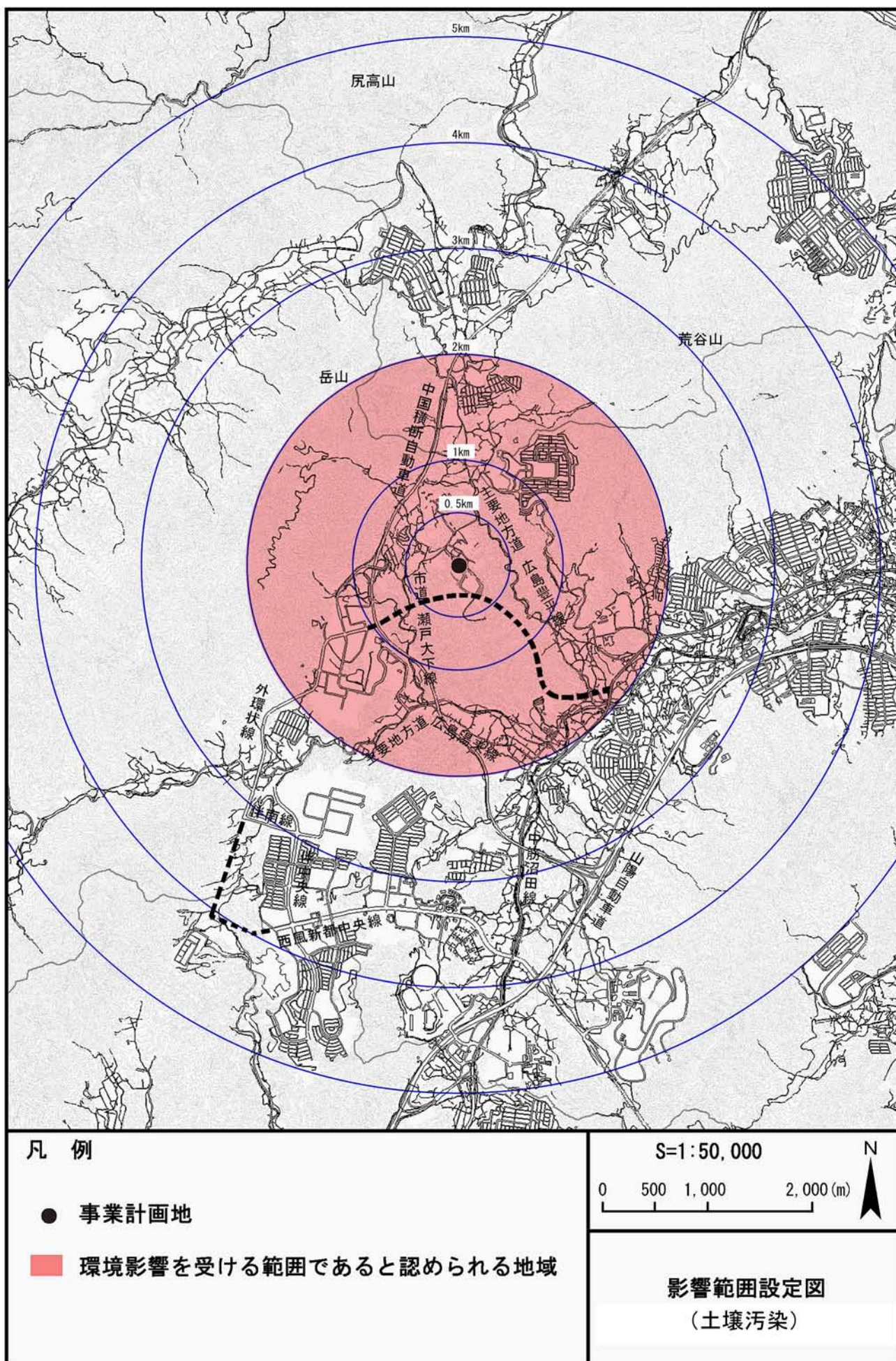
S=1:50,000

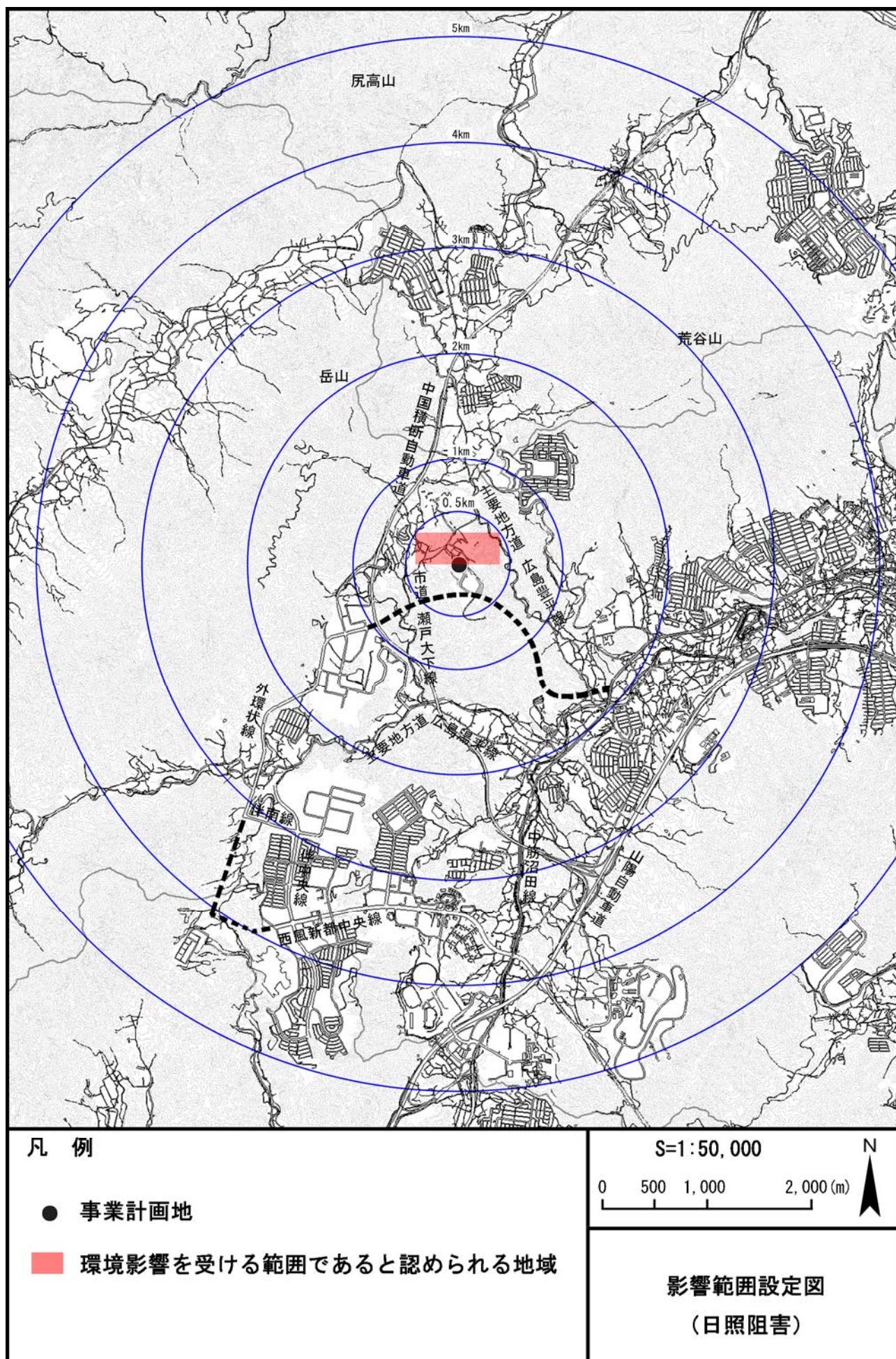
0 500 1,000 2,000 (m)

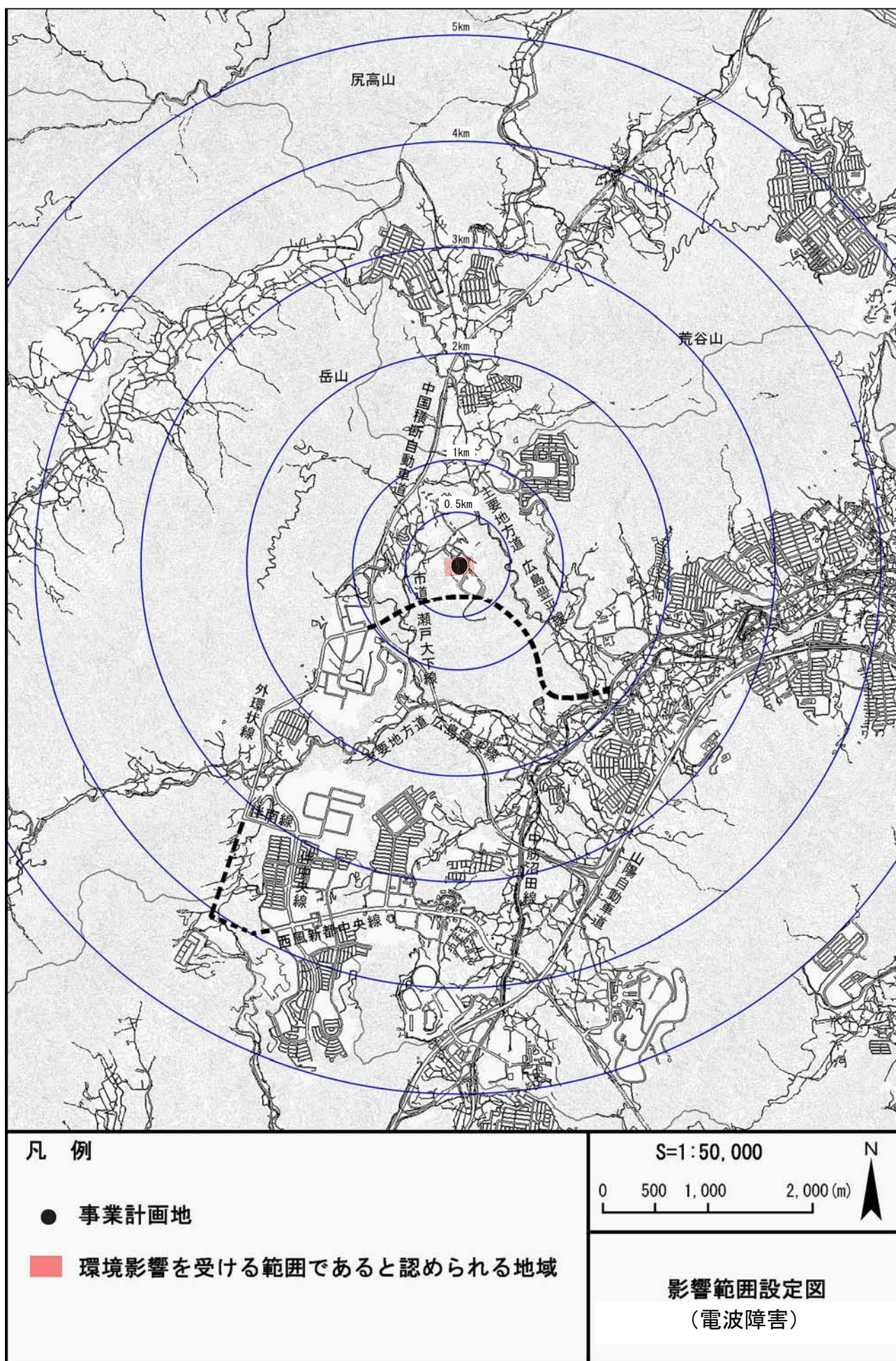


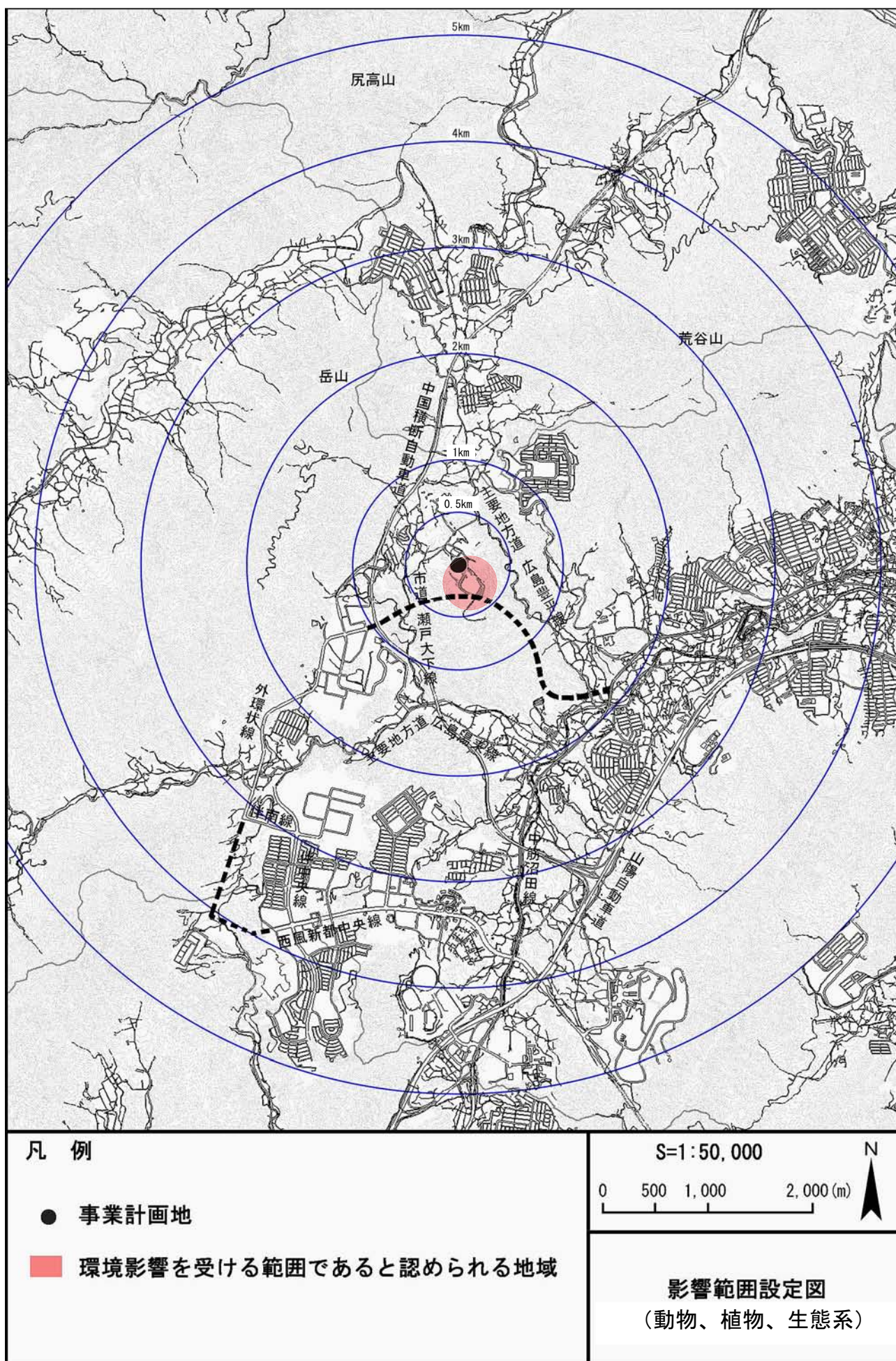
影響範囲設定図
(悪臭)

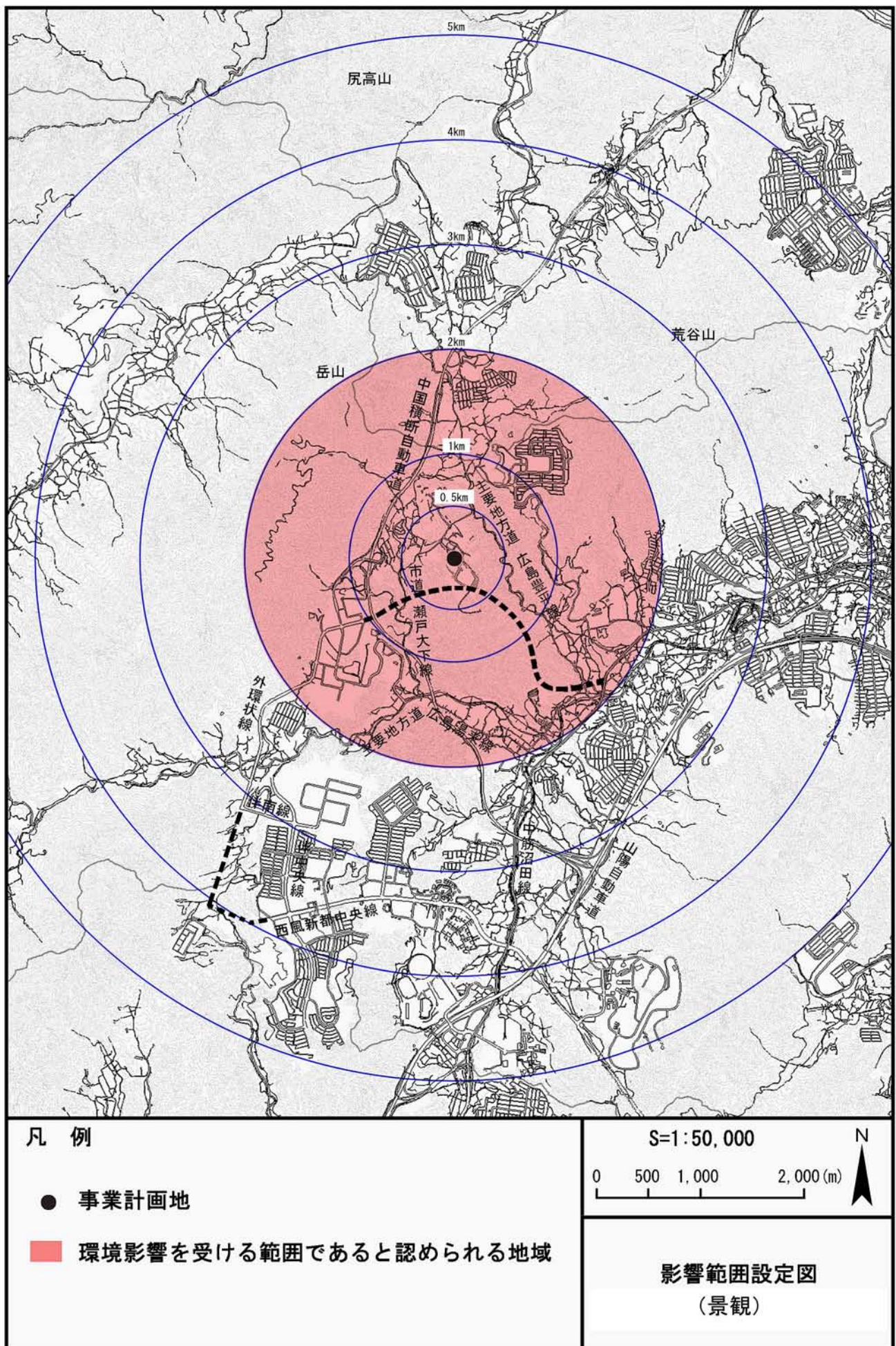


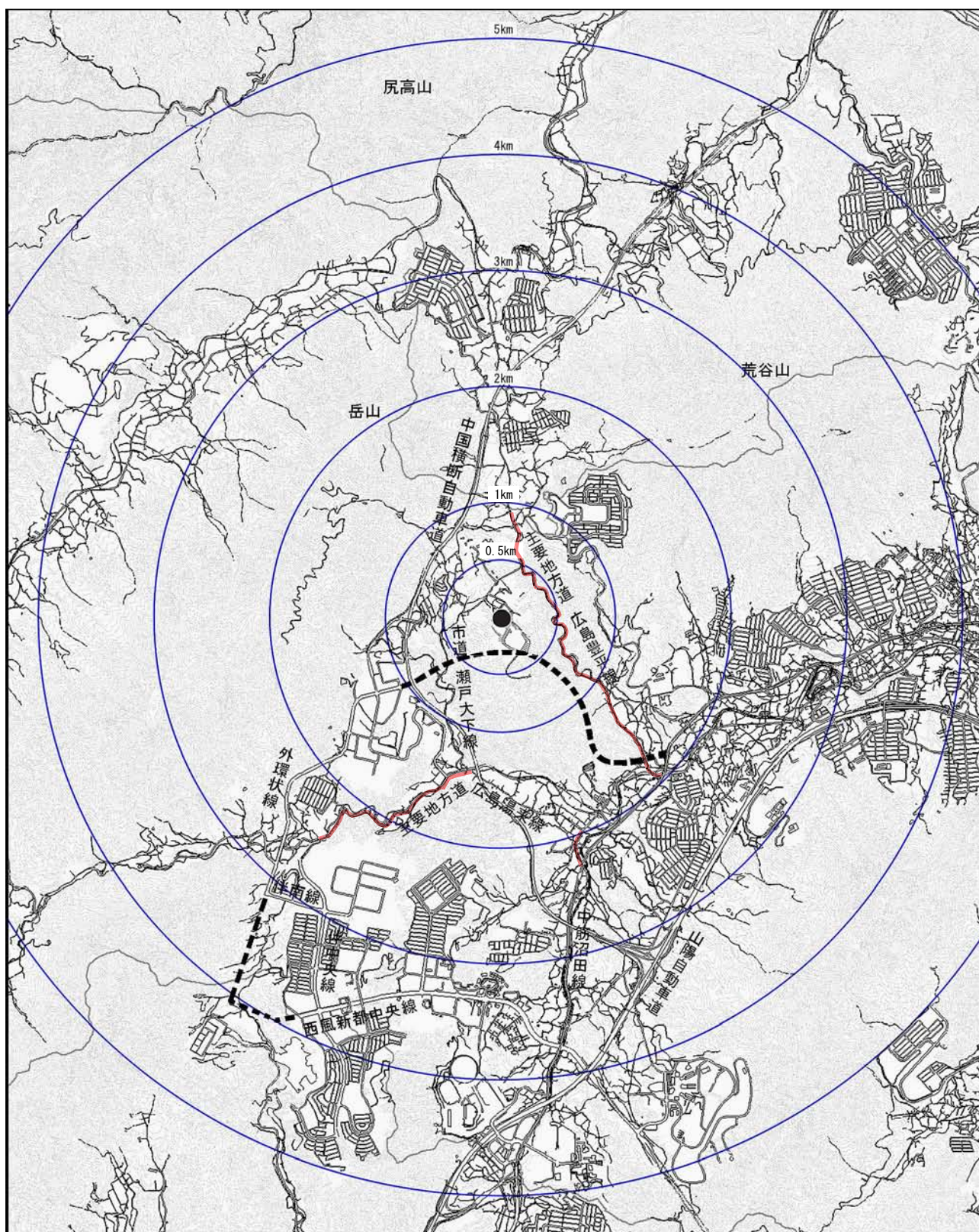












凡 例

● 事業計画地

環境影響を受ける範囲であると認められる地域

S=1:50,000

0 500 1,000 2,000 (m)



影響範囲設定図
(人と自然との
触れ合いの活動の場)

